

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則の施行について（通知）

気水第194号

平成31年1月29日

1 改正の背景及び趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）では、土壌汚染を判断する基準として土壌汚染対策法（以下「法」という。）の基準と同様の「土壌の汚染状態の基準」を定め、当該基準を超える場合、汚染された土地として規制の対象としている。

国は、法の特定有害物質の見直し等について、中央環境審議会における第3次答申を踏まえ、法の特定有害物質として既に規制されている「シス-1,2-ジクロロエチレン」に「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を追加し、「1,2-ジクロロエチレン」とする土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第283号）を平成30年9月28日に公布し、平成31年4月1日付けで施行する予定である。

この改正を受け、条例規則に定める土壌の汚染状態の基準についても、法との整合を図るために所要の改正を行うこととした。

2 改正の内容

1,2-ジクロロエチレンについては、「シス体に限る。」としていたところ、トランス体と合わせて「1,2-ジクロロエチレン」とするよう改正する。

このほか、用語を引用する規定の整理など、別表のとおり改正を行う。

3 施行日

平成31年4月1日

【別表】**土壌汚染対策法施行令の改正に伴う条例規則の改正内容**

改正箇所	改正内容
第2条の4	「1,2-ジクロロエチレン（シス体に限る。）」を「1,2-ジクロロエチレン」に改める。
別表第12の2 土壌の汚染状態の基準	1の表中、「1,2-ジクロロエチレン（シス体に限る。）」を「1,2-ジクロロエチレン」に改める。
第18号の3（付表1） （裏）化学物質の管理状況	付表1の表（裏）中、「1,2-ジクロロエチレン（シス体に限る。）」を「1,2-ジクロロエチレン」に改める。

その他、所要の改正内容

改正箇所	改正内容
第36条第1項第1号	水質保全水域への排水の排出を禁止する物質のうち、1,2-ジクロロエチレンについて、別表第9 公共用水域に排出される排水の規制基準(1)と同様、「シス体に限る」規定に改める。
第36条第3項第1号	
第46号様式（表）周辺環境配慮計画書	様式（表）中、「平成」の表記を削除する。